

鳥栖市監査告示第 10 号

令和 8 年 3 月 23 日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第 199 条第 14 項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1. 監査の対象 | スポーツ文化部 | スポーツ振興課 |
| 2. 改善措置内容 | 別添のとおり | |

令和7年度定期監査結果に係る措置について

監査対象課	スポーツ文化部 スポーツ振興課
-------	-----------------

【注意・検討を求める事項】

◆契約事務

○予定価格書について

予定価格の決定者等に誤りがある。

【措置内容】

契約事務マニュアルの確認不足及びチェック体制の不徹底により、契約事務の処理において誤りがありました。今後は、マニュアルの内容を改めて確認するとともに、確認体制を強化し再発防止に努めてまいります。

【注意・検討を求める事項】

◆財産管理事務

○土地売買契約について

土地売買契約において、起工伺がなされないまま契約締結しているものがある。

【措置内容】

公有財産規則に基づく法令遵守を意識した事務処理を徹底するとともに、組織内のチェック体制の再検討を行うことで再発防止に努めます。